

一般国道57号改築工事（森山拡幅）の事業認定に係る  
社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

- 1．開催日時 平成19年11月7日（水）
- 2．開催場所 国土交通省内会議室
- 3．議 題 一般国道57号改築工事（森山拡幅）の事業認定関係

4．議事要旨

国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道57号改築工事（森山拡幅・長崎県諫早市小野町地内から同市長野町地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 道路構造令に「必要があるときは、中央帯を設けるものとする」とあり、運用基準で「必ず中央帯を設けることとする」とされているのをもち、本件について中央帯の設置を義務付けとするのはいかなるものか。
- ・ 沿道に商店街が形成されているような道路に中央分離帯が設置され、街を分断するということは一般的にあるが、今回はそういった場所ではなく、側道としての市道も設置されることから問題はないと思われる。
- ・ 当該路線は、長崎から諫早を抜けて雲仙や島原に行く場合の観光ルートであって、交通量も多いということを考えると、中央分離帯を設置し、歩行者の横断を防止するのが妥当と思われる。
- ・ 本件事業が行われる地域は、用途地域を見ても繁華な商業地とは想定されておらず、設計速度80km/hの道路であることを考えると、中央分離帯が設置されて当然だと思われる。
- ・ 中央分離帯の設置については、實際上、例外を認めると細切れでの設置となり、中央分離帯本来の機能が果たされなくなってしまう。その点を考慮して運用しなければならない。